○流山市水道事業給水条例施行規程

<div align="right">

平成１０年３月３０日

水道局告示第１号

改正　平成１１年３月３１日水管規程第２号

平成１４年１０月１日水管規程第８号

平成１５年３月３１日水管規程第１号

平成１６年３月３１日水管規程第１号

平成１７年３月３１日水管規程第９号

平成１８年１月２３日水管規程第２号

平成１８年６月３０日水管規程第７号

平成２０年４月１日水管規程第１号

平成２４年３月１６日水管規程第１号

平成２４年６月２７日水管規程第５号

平成２５年２月２５日水管規程第１号

平成２５年１２月２５日水管規程第７号

平成２７年４月１日上下水管規程第３号

令和元年５月１０日上下水管規程第３号

令和元年９月３０日上下水管規程第６号

</div>

　流山市水道事業給水条例施行規則（平成５年水道事業管理規程第４号）の全部を改正する。

目次

　　　第１章　総則

　（趣旨）

第１条　この規程は、流山市水道事業給水条例（平成１０年流山市条例

第１５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

　　　第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第２条　条例第５条の規定による給水装置の新設等の申込みをしようとする者は、給水装置工事承認申込書（別記第１号様式）を管理者に提出するものとする。

（給水装置工事の申込み）

第３条　条例第７条第１項の規定による給水装置工事の施行について、これを管理者に申込みをするときは、前条の規定により提出した給水装置工事承認申込書の写しを添えて申し込むものとする。

（設計審査及び工事検査）

第４条　条例第７条第２項の規定による設計審査及び工事検査を受けようとするときは、第２条の規定により提出した給水装置工事承認申込書の写しを添えて申し込むものとする。

（同意書等の提出）

第５条　条例第７条第３項の規定により給水装置の新設等の申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める同意書を提出するものとする。

　（１）他人の給水装置から分岐しようとするとき　当該給水装置所有者の同意書

　（２）他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとするとき　当該土地又は構築物の所有者の同意書

　（３）前２号の規定による書類の提出ができない等特別な理由があるとき　給水装置の新設等の申込者の誓約書又は利害関係人の同意書

（給水装置の新設等の変更）

第６条　給水装置の新設等の申込者が、その申込みを変更し、中止し、又は申込みを取り消そうとするときは、給水装置新設等変更（中止・取消）承認申込書（別記第２号様式）を管理者に提出しなければならない。

（工事費の算出基礎）

第７条　条例第９条第１項各号に規定する工事費の算出は、次の各号の費用について、当該各号に掲げる内容とする。

（１）材料費　管理者が定める材料単価に使用材料の数量を乗じて得た額

（２）運搬費　貨物自動車で運搬した場合は、その実費

（３）労力費　管理者が定める工種別の賃金に標準定率を乗じて得た額

（４）道路復旧費　道路管理者が別に定めるところによる。

（５）工事監督費　１件につき１，３６５円とする。

（６）間接経費　材料費、運搬費、労力費、道路復旧費及び工事監督費の合計額（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

（工事費の分割払い、猶予等）

第８条　条例第１０条第１項ただし書に定める工事は、次に掲げる工事とし、その者に係る給水装置工事の工事費の予納については、分割払いとし、又は猶予等をすることができる。

（１）生活保護を受けている者が行う工事

（２）生活困窮の度合いが生活保護を受けている者と同程度であると管理者が認める者が行う工事

２　前項の分割払いとし、又は猶予等をする期間は、納入通知書発行後６月以内とする。

３　分割払い又は猶予等を受けようとする者は、世帯員の状況、資産内容、年間所得額、分割納入回数又は猶予月数及び分割払い又は猶予等を受けようとする理由を具体的に記載した申請書を管理者に提出しなければならない。この場合の申請書の様式は、管理者が別に定める。

４　管理者は、前項の規定による申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、その結果を申請者に通知しなければならない。

（工事費の精算）

第９条　条例第１０条第２項に規定する工事費の概算額を精算するときは、給水装置工事設計及び精算書（別記第３号様式）によるものとする。

（給水装置工事の申込み取消し）

第１０条　給水装置工事の申込者に対し、給水装置工事の工事費の概算額の予納について通知した日から１月を経過し、かつ、催告を発しても納入がないときは、その給水装置工事の申込みは、取り消しされたものとみなす。

（給水装置の構造及び付属用具）

第１１条　給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用具をもって構成する。

２　給水装置には、メーターボックスその他附属用具を備えなければならない。

　（給水装置使用材料の確認）

第１２条　管理者は、条例第７条第２項に定める設計審査及び工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査及び検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号。以下「政令」という。）第４条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

２　管理者は、前項の規定により管理者が求める証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

　（受水槽の設置）

第１３条　口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する個所、高層建築物、工場、事業所等の構築物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する個所、その他必要があると認めた個所には、受水槽を設置しなければならない。この場合における給水装置の範囲は受水槽の入水口までとする。

　（給水管の埋設の深さ）

第１４条　給水管の深さは、次の各号に掲げる場所について、当該各号に定める深さとするものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

　（１）公道の車道内　８０センチメートル以上

　（２）公道の歩道内　８０センチメートル以上

　（３）私道内　６０センチメートル以上

　（４）宅地内　３０センチメートル以上

　（給水管及び給水用具の指定）

第１５条　条例第８条第１項で指定する給水管及び給水用具は、別表第１に定める材料を使用しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、施行技術その他の事由により、管理者がやむを得ないと認める場合は、前項に定める材料以外の材料を使用することができる。

第３章　給水

（メーターの設置基準）

第１６条　条例第１６条第１項に規定するメーターは、１建築物に１個とする。ただし、当該建築物が構造上２以上の部分に区分されており、独立して住宅、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合であって、給水装置を個別に当該部分に設置したときは、当該給水装置ごとにメーターを設置することができる。

（メーターの設置位置等）

第１７条　メーターの設置の位置は、次に掲げる要件を備えているものとし、当該メーターは、水平に設置しなければならない。

（１）原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

（２）原則として配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

（３）メーターの点検及び取替作業が容易にできる場所

（４）メーターの損傷、凍結等のおそれがない場所

（５）メーターボックス又はメーター室内

（６）集合住宅などで建物内にメーターを設置する場合は、防寒対策、取替作業スペース確保等の配慮

（標識の掲示義務）

第１８条　給水装置の使用者は、管理者が交付する標識（別記第４号様式）を門戸その他見やすい場所に掲示しなければならない。

（受水槽以下の装置）

第１９条　条例第１６条第２項に規定する使用水量を計量するため特に必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

（１）受水槽以下の装置が２戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。

（２）受水槽以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区分され、各部分の水道使用者が異なるとき。

２　受水槽以下の装置にメーターを設置する基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）前項第１号に該当し、共用給水装置に係る部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置に

ついては、各戸ごとに設置することができる。

（２）前項第２号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。

ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が２戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。

イ 非住宅部分については、管理者が計量上必要があると認めるときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

3　前項各号の共用部分について管理者が特に必要と認めるときは、当該部分にメーターを設置することができる。

4　メーターを設置する受水槽以下の装置は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

（１）汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

（２）使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

（３）メーター設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

5　受水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めるときは、これを提出しなければならない。

6　メーターは、条例第７条第１項の規定により管理者又は管理者が指定する者が工事を施行した受水槽以下の装置でなければこれを設置しない。

7　受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

（給水の申込み）

第２０条　条例第１３条の規定により水道を使用しようとする者は、水道給水（開始・中止・廃止・名変）申込書（別記第５号様式その１）を管理者に提出しなければならない。

（メーターの損害弁償）

第２１条　条例第１７条第３項の規定によりメーターの損害額の弁償をさせようとするときは、当該メーターの残存価格を考慮してその額を定めるものとする。

（水道の使用中止、変更等）

第２２条　条例第１８条の規定による届出は、次の各号に定める場合について、当該各号に定める申込書又は届出書により行うものとする。

　（１）水道の使用を中止若しくは廃止しようとするときは又は名義を変更したとき水道給水（開始・中止・廃止・名変）申込書（別記第５号様式その１）

　（２）管理人又はその住所に変更があったとき　管理人等変更届（別記第５号様式その２）

　（３）私設消火栓を消防演習に使用するとき又は消防用として水道を使用したとき　私設消火栓等使用（消防演習）届（別記第６号様式）

（給水装置及び水質の検査）

第２３条　条例第２１条第１項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書（別記第７号様式）の提出をもって行う。

　　　　第４章　料金、手数料及び給水申込納付金等

（料金等の額）

第２３条の２　条例別表第１の管理者が別に定める額は、次の各号に掲げる給水管の口径の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

　（１）１００ミリメートル　３４，７６０．００円

　（２）１５０ミリメートル　８０，７４０．００円

２　条例別表第３の管理者が別に定める額は、次の各号に掲げる給水管の口径の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

　（１）１００ミリメートル　１２，６５０，０００円

　（２）１５０ミリメートル　３７，０７０，０００円

（料金等の納期限）

第２４条　料金、手数料及び給水納付金等の納期限は、指定期日のあるものを除き、その徴収方法の種類により、次の各号に定める場合について、当該各号に定める日とする。

　（１）納入通知書の方法による場合　当該通知書を発送した日から１５日以内

（２）口座振替の方法による場合　各金融機関の振替日

（料金等の徴収手段）

第２５条　料金の徴収は、納入通知書（流山市上下水道料金等納入通知書兼領収書、別記第８号様式）、口座振替又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２第６項の規定による指定をした者による納付の方法によるものとする。

２　手数料、給水申込納付金及び工事費等の徴収は、納入通知書兼領収書（別記第９号様式及び第１０号様式）によるものとする。

（過誤納による精算）

第２６条　料金を徴収後、その料金の算定に過誤があったときは、翌月以降の料金において精算することができる。

（メーターの点検）

第２７条　条例第２４条の規定によるメーターの点検は毎月又は隔月の定例日に行い、その計量した使用水量及び請求予定額等は水道使用水量等のお知らせ（別記第１１号様式）により行う。

（料金等の督促）

第２８条　管理者は、給水を受ける者が納期限までに料金、手数料及び給水申込納付金等を納付しないときは、納期限後２０日以内に督促状を発送するものとし、督促状に記載された納期限までに納付しないときは、催告状を発送するものとする。

　　第５章　管理

（措置の指示）

第２９条　条例第３４条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（別記第１２号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（給水停止の通知）

第３０条　条例第３６条の規定により、給水を停止する場合は、給水停止通知書（別記第１３号様式又は第１４号様式）によるものとする。

　　第６章　貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第３１条　条例第４１条第２項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に掲げるところによるものとする。

（１）次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を１年以内ごとに１回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 給水する人が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（２）前号の管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第７章　補則

（補則）

第３２条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成１０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際、旧規程の規定によってなされた届出、請求その他の手続きは、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１１年３月３１日水管規程第２号）

この管理規程は、平成１１年７月１日から施行する。

附　則（平成１４年１０月１日水管規程第８号）

この管理規程は、平成１４年１０月１日から施行する。

附　則（平成１５年３月３１日水管規程第１号）

この管理規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年３月３１日水管規程第１号）

（施行期日）

1　この管理規程は、平成１６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規程により調製された書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

　　　附　　則（平成１７年３月３１日水管規程第９号）

　この管理規程は、平成１７年４月１日から施行する。

　　　附　　則（平成１８年１月２３日水管規程第２号）

　この管理規程は、公布の日から施行する。

　　　附　　則（平成１８年６月３０日水管規程第７号）

（施行期日）

1　この規程は、平成１８年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規定により調製された書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

　　　附　　則（平成２０年４月１日水管規程第１号）

　この管理規程は、公示の日から施行する。

　　　附　　則（平成２４年３月１６日水管規程第１号）

（施行期日）

1　この管理規程は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規定により調製された書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

　　　附　　則（平成２４年６月２７日水管規程第５号）

　この管理規程は、平成２４年９月１日から施行する。

　　　附　　則（平成２５年２月２５日水管規程第１号）

　この管理規程は、平成２５年４月１日から施行する。

　　　附　　則（平成２５年１２月２５日水管規程第７号）

（施行期日）

1　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程による改正後の流山市水道事業給水条例施行規程第23条の2第1項の規定は、平成26年6月以後の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量による従量料金と同時に徴収する基本料金について適用し、同月前の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量による従量料金と同時に徴収する基本料金については、なお従前の例による。

3　この規程による改正後の流山市水道事業給水条例施行規程第23の2第2項の規定は、施行日以後に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金について適用し、同日前に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金については、なお従前の例による。

　　　附　　則（平成27年4月1日上下水管規程第3号）

（施行期日）

1　この管理規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の日前に、改正前の各規程の規定によってなされた届出、請求その他の手続き又は処分は、それぞれこの規程の施行後の各規程の相当規定によりなされたものとみなす。

　　　附　　則（令和元年5月10日上下水管規程第3号）

（施行期日）

この管理規程は、令和元年5月11日から施行する。

　　　附　　則（令和元年9月30日上下水管規程第6号）

（施行期日）

1　この管理規程は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規程による改正後の流山市水道事業給水条例施行規程第23条の2第1項の規定は、令和元年12月以降の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量による従量料金と同時に徴収する基本料金使用水量について適用し、同月前の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量による従量料金と同時に徴収する基本料金については、なお従前の例による。

3　この規程による改正後の流山市水道事業給水条例施行規程第23条の2第2項の規定は、施行日以後に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金について適用し、同日前に申込みのあった給水施設等に

係る納付金については、なお従前の例による。

別表第1

施行場所	口径	指定材料名	備考
分岐場所	２０mmから５０mmまで	サドル付分水栓	
	７５mm以上	不断水割T字管	
分岐場所～第１止水栓	２０mmから５０mmまで	ステンレス鋼管及び水道用ポリエチレン１種二層管	
	７５mm以上	ダクタイル鋳鉄管及び水道配水用ポリエチレン管	
第１止水栓	１３mmから５０mmまで	ボール式止水栓	
	７５mm以上	ソフトシール仕切弁	
第１止水栓～第２止水栓	１３mmから５０mmまで	耐衝撃性硬質塩化ビニール管	
	７５mm以上	内外面塩化ビニールライニング鋼管又はダクタイル鋳鉄管	
第２止水栓	１３mmから２５mmまで	伸縮式逆止付ボール式止水栓	
	４０mmから５０mmまで	伸縮式ボール式止水栓	
	７５mm以上	ソフトシール仕切弁	
第２止水栓～量水器	７５mm以上	伸縮管	

注：上記以外の口径に係る指定材料については、管理者が別に定める。

別 記

第1号様式（第2条・第3条・第4条）

給 水 装 置 工 事 承 認 申 込 書

年　　月　　日

（宛先）

住　所
ふりがな
申込者　氏　名　　　　　　　　　印
電　話

　流山市水道事業給水条例第5条の規定による給水装置の新設等の承認及び条例第7
条第1項の規定による給水装置工事の施行等について、次のとおり申込みます。

| 工事場所 | 流山市 |

| 検針コース： | | 申請者コード： | |

口　径　・　工　事　区　分							用　途　区　分			
㎜	新設	改　　　　造（口径変更なし）	改　　　　造（口径変更有り）	修繕	撤去	取出	専用住宅		併用住宅	
φ13							建売住宅		店　　舗	
φ20							宅地造成		事　務　所	
φ25							分譲マンション			
φ							賃貸住宅			

申込者の誓約事項	1　設置した給水装置を使用する見込みがなくなったときは、自己の負担により撤去します。 2　この工事に関する利害関係人の同意は、すでに申込者が得ていますが、万一、利害関係人 　その他の者から異議があっても、すべて申込者の責任において解決します。 3　設置した給水装置を他人に譲渡したときは、この誓約事項を譲受人に継承します。

委任状	私は、この給水装置工事に係る一切の事項を代理人に委任します。　　年　　月　　日	
	（代理人） 住　　　　所 指定給水装置 工事事業者 代　表　者	（委任者） 氏　名　　　　　　　　　印

管理人選定届	私は、この給水装置の管理人を下記の者に選定します。	
	管　理　人	住　所 氏　名 電　話

指 定 登 録 番 号 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 電 話 番 号	第　　　　　　号 　　　　　　　　　印	免状交付番号 給水装置工事 主任技術者	第　　　　　　号 　　　　　　　　印
配 水 管 種 ／ 口 径	／φ　　　　㎜	給水管設置／管種／口径	□新設・□既設／　／φ　㎜
市 水 利 用	□全部・□一部	井戸併用	□有・□無　受水槽水源　□市水のみ・□井水等混合

給　水　対　象	□新築・□既存　　階建　□計画給水人口　　　人（受水槽設置時のみ記入）		
受　水　槽　設　置	□有・□無　　（有効容量　　　m³　一日最大給水能力　　　　m³）		
工事用量水器コード（　　　）	□有・□不要　料金支払者　氏名		
	住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話		

添付書類	占用許可申請書（□国道・□県道・□市道・□他市道・□水路）						□確約書（　　　　　）
	建築確認通知書			開発行為許可通知書			□念書（　　　　　）
	第	号		第	号		□
	年　　月　　日			年　　月　　日			□

お客様番号	口　径		量水器番号	検定期限	指　針	設置月日	給式	備　　考
	φ	㎜		年　月	㎥	月　日		
	φ	㎜		年　月	㎡	月　日		
	φ	㎜		年　月	㎥	月　日		
	φ	㎜		年　月	㎥	月　日		
	φ	㎜		年　月	㎥	月　日		
	φ	㎜		年　月	㎥	月　日		
	φ	㎜		年　月	㎥	月　日		
	φ	㎜		年　月	㎥	月　日		

給式（給水方式）欄には略号を記入「①：直結直圧　②：直結増圧　③：受水槽」
＊備考欄には親メーター有の場合、親、子を明示する。

納付金等	給水申込納付金	円	円	備　　考
	消費税等相当額	円	円	
	設計審査手数料	円	円	
	材料確認手数料	円	円	
	工事検査手数料	円	円	
	合　　計	円	円	

調定番号		
領　収　印		

使 用 材 料 明 細 書			
品　　　名	形　　　寸	単　位	数　　　量

　使用材料は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第５条に規定する基準に適合していることを確認しました。

　　給水装置工事主任技術者

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　印

案　　内　　図

住宅地図Ｐ.

平 面 図 及 び 立 面 図（1／　　　）
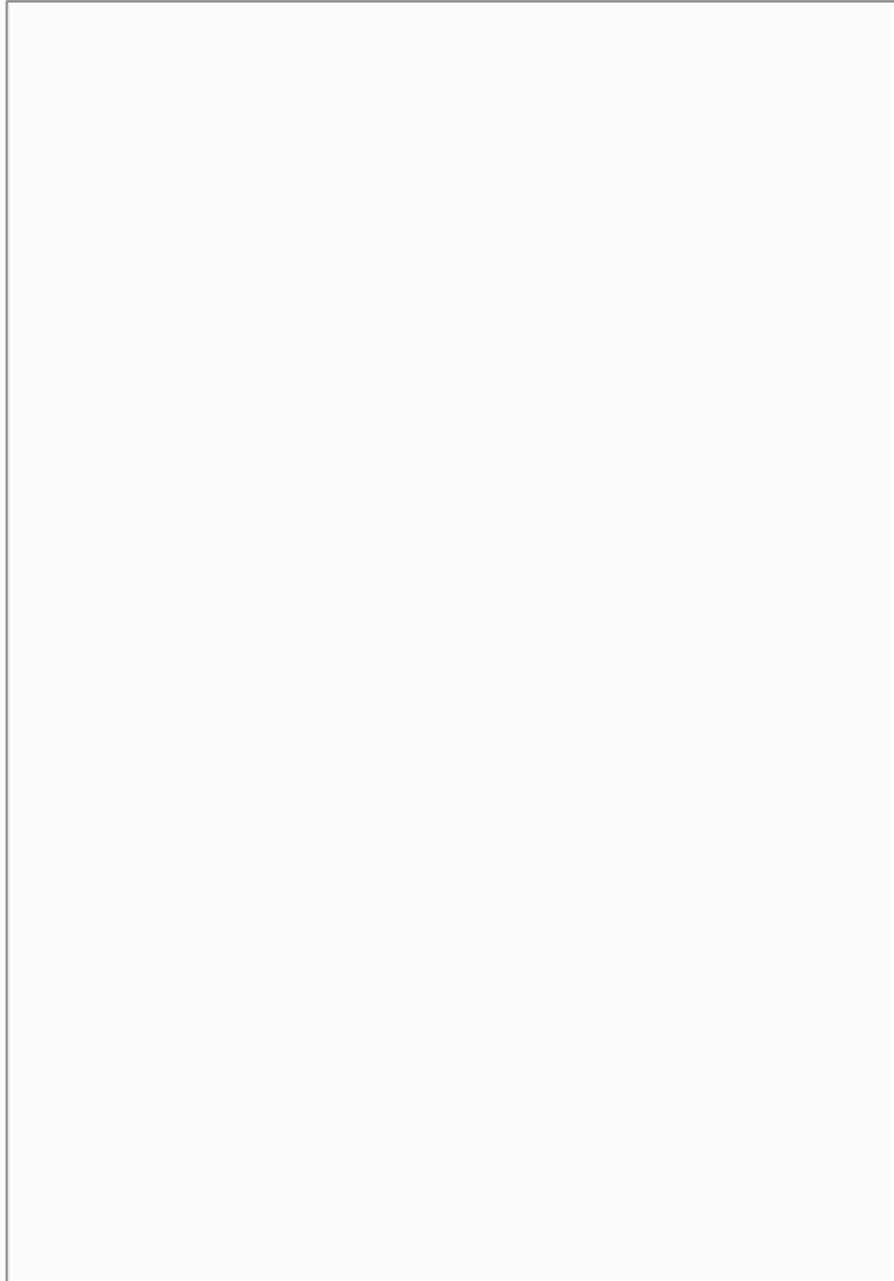
第2号様式（第6条）

<div align="center">給水装置新設等変更（中止・取消）承認申込書</div>

<div align="right">年　　月　　日</div>

（宛先）

<div align="right">申込者 住所
　　　　氏名　　　　　　　㊞</div>

次のとおり給水装置新設等変更（中止・取消）をしたいので、流山市水道事業給水条例施行規程第6条の規定により申込みます。

申込年月日及び番号	年　　　月　　　日　第　　　　　号
工　事　種　別	新設・改造（口径変更なし）・改造（口径変更有り）・撤去・修繕
工　事　場　所	
工事施行者（代理人）	住所 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印 電話
変　更　の　要　点	

第3号様式（第9条）

給水装置工事設計及び精算書

申 請 者		工事場所	

設 計 書 兼 精 算 書

使用材料	形状寸法	単位	設計数量	精算数量	単価	設計金額	精算金額	使用材料	形状寸法	単位	設計数量	精算数量	単価	設計金額	精算金額
									小　計						
								項　　　　目		設 計 金 額			精 算 金 額		
								材　料　費							
								運　搬　費							
								労　力　費							
								道路復旧費							
								工事監督費							
								間 接 経 費							
								小　　　計							
								うち消費税等相当額							
								合　　　計							
								設 計 年 月 日		年　　　月　　　日					
								構 造 材 質 確 認							
								調 定 年 月 日							
								納 入 確 認							
								着 工 年 月 日							
								完 了 年 月 日							

第4号様式（第18条）

背色

白色

骨色
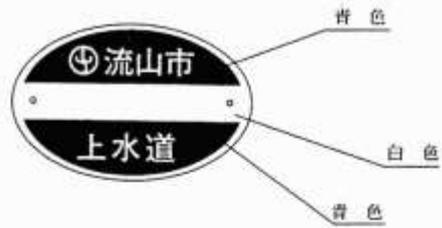
規格

形状	たまご型
寸法	長径60ミリメートル　短径42ミリメートル
材質	アルミニウム
地色	白色及び青色
字色	白色及び赤色（お客様番号）

第5号様式その1（第20条・第22条第1号）

水道給水（開始・中止・廃止・名変）申込書（届）

上下水道局連絡
月　　日

年　　月　　日

（宛先）

申込（届出）人	住所	中廃止	料　金　精　算
	氏名		現地・口座・郵送 年　　月　　日
	電話		

開始	支払方法	口座予定・納付書

流山市水道事業給水条例の規定により次のとおり申込（届出）します。

お　客　様　番　号	検針コース番号	区　　　　分	実　施　年　月　日
	★	新　設　・　既　設	年　　月　　日
水　栓　所　在　地			

使用者	住　　所		（方書）
	フリガナ		電　話　番　号
	氏　　名		
所有者	住　　所		（方書）
	フリガナ		電　話　番　号
	氏　　名		
備　　考			

量水器	用　途	口　径	メーター番号	検満年月	指　針	下　水　道　有　無
	★	★　粍	★	★ 年 月	★	有・無

◎中止又は、名義変更のときは、下記欄も記入して下さい。

転　居　先 （又は旧使用者）	住　　所		（方書）
	フリガナ		電　話　番　号
	氏　　名		
旧　所　用　者	住　　所		（方書）
	フリガナ		電　話　番　号
	氏　　名		
変　更　年　月　日	年　　月　　日	変更理由	

注　★印欄は、記入不要

第5号様式その2（第22条第2号）

<div align="center">管 理 人 等 変 更 届</div>

<div align="right">年　月　日</div>

（宛先）

<div align="right">届出者　住所
　　　　氏名　　　　　　　㊞</div>

　次のとおり給水装置の管理人等を変更しましたので流山市水道事業給水条例第18条第2項第4号の規定により届け出ます。

給水装置の設置場所	
管 理 人 の 住 所	
管 理 人 の 氏 名	
管 理 人 の 電 話 番 号	

第 6 号様式（第 22 条第 3 号）

<div align="center">私設消火栓等使用（消火栓演習）届</div>

<div align="right">年　月　日</div>

（宛先）

<div align="right">住所
届出者
氏名　　　　　　　㊞</div>

　次のとおり私設消火栓を消防演習に使用したい（消火栓を消火に使用した）ので流山市水道事業給水条例第18条第 1 項第 2 号（第19条第 2 項）の規定により届け出ます。

消 火 栓 設 置 場 所	
消 火 栓 番 号	消火栓第　　　　　号
工　事　場　所	公設消火栓　　　　封かん　　　　メーター付き 私設消火栓　　　　封かん　　　　メーター付き
消 火 栓 使 用 日 時	年　　　月　　　日　　　時　　　分から　　　時　　　分まで
使 用 （予定） 数 量	消防車　　　　台　　　約　　　　立方メートル
使　用　の　内　容	1　消防演習に使用するため。 2　流山市　　　　　　　番地　　　　　　方に 　　発生した火災を消火したため。

第7号様式（第23条）

<center>給 水 装 置 ・ 水 質 検 査 請 求 書</center>

<div align="right">年　　月　　日</div>

（宛先）

<div align="right">請求者 住所
氏名　　　　　　㊞</div>

　流山市水道事業給水条例第21条第1項の規定により、給水装置・水質の検査を請求します。

給 水 装 置 の 場 所	流山市
検 査 請 求 の 理 由 （なるべく詳細に記入してください）	

（注）給水装置・水質について該当する箇所を○で囲んでください。

第 8 号様式（第 25 条第 1 項）

（その 1）

（その２）

流山市上下水道料金等納入済通知書

（所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　様
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様分

こした
のまり
納すし
付のな
書でい
は汚で
直しく
接ただ
機りさ
械折い
でり、
処曲
理げ

口座名義人					
銀行名					
支店コード		区分		口座番号	
使用期間	年　月　日　～　年　月　日				

お客様番号	検針月	口　　径 (m／m)	使用水量 (㎥)

上水道料金 (円)	うち消費税等相当額 (円)	上水道料金計 (円)	下水道使用料 (円)	うち消費税等相当額 (円)	下水道使用料計 (円)

開閉栓 (円)	延滞料 (円)	合計 (円)

領収日付印　取扱店

受付日付印　取りまとめ店

（収納取扱金融機関→出納取扱金融機関→流山市上下水道局）

流山市上下水道料金等領収書控
（所在地）
　　　　　　　　　　　　様
　　　　　　　　　　　　様分

口座名義人	
銀行名	

支店コード		区分		口座番号	
使用期間	年　月　日～　年　月　日				

お客様番号	検針月	口　径 (m／m)	使用水量 (㎥)

上水道料金 (円)	うち消費税等相当額 (円)	上水道料金計 (円)
下水道使用料 (円)	うち消費税等相当額 (円)	下水道使用料計 (円)

開閉栓 (円)	延滞料 (円)	合　計

取扱金融機関保管
（流山市上下水道局）　　　領収日付印

流山市上下水道料金等領収書
　　　　　　　　　　　　　　　　　様分

口座名義人	
銀行名	

支店コード		区分		口座番号	
使用期間	年　月　日　～　年　月　日				

お客様番号	検針月	口　径 (m／m)	使用水量 (㎥)

上水道料金 (円)	うち消費税等相当額 (円)	上水道料金計 (円)
下水道使用料 (円)	うち消費税等相当額 (円)	下水道使用料計 (円)

開閉栓 (円)	延滞料 (円)	合　計 (円)

上記のとおり領収しました。

領収日付印

郵便はがき

様方
様

（その３）

納入通知書兼領収書
（臨時給水）

下記のとおり納付してください。　　　　　　　下記のとおり領収しました。　　　　　　　| 領収日付印 |

発行日　　年　　月　　日　　　　　　　　　流山市上下水道局企業出納員
納期限　　年　　月　　日
納付場所　流山市上下水道事業収納取扱金融機関　　流山市上下水道事業収納取扱金融機関

流山市上下水道事業管理者　印

調定番号	住　　所	氏　　名	使用期間	量水器口径	使用水量	上水道料金	下水道使用料	延滞料	合　計（消費税等相当額含む）
					㎥	円	円	円	円
						（内消費税等相当額）	（内消費税等相当額）		
						円	円		

領　収　書　控
（臨時給水）

| 受付店用 |
| 領収日付印 |

調定番号	住　　所	氏　　名	使用期間	量水器口径	使用水量	上水道料金	下水道使用料	延滞料	合　計（消費税等相当額含む）
					㎥	円	円	円	円
						（内消費税等相当額）	（内消費税等相当額）		
						円	円		

流　山　市　上　下　水　道　局

納　入　済　通　知　書
（臨時給水）

| 出納取扱金融機関日付印 | 領収日付印 |

調定番号	住　　所	氏　　名	使用期間	量水器口径	使用水量	上水道料金	下水道使用料	延滞料	合　計（消費税等相当額含む）
					㎥	円	円	円	円
						（内消費税等相当額）	（内消費税等相当額）		
						円	円		

〈収納取扱金融機関→出納取扱金融機関→流山市上下水道局〉

第9号様式（第25条第2項）

<div align="center">納 入 通 知 書 兼 領 収 書</div>

　　　　年　　月分

下記のとおり納付してください。　　下記のとおり領収しました。
発行日　　年　　月　　日　　　流山市上下水道局企業出納員
納期限　　年　　月　　日
納付場所　流山市上下水道事業収納　流山市上下水道事業収納取扱金融機関
　　　　　取扱金融機関
　　　流山市上下水道事業管理者　　印

領収日付印

調定番号	住　所	氏　名	給水申込納付金	手　　数　　料			道路復旧費	合　　計（うち消費税等相当額含む）
				設計審査	材料確認	工事検査		
			円	円	円	円	円	円
			うち消費税等相当額 円					

<div align="center">領　　収　　書　　控</div>

　　　　年　　月分

受付店用
領収日付印

調定番号	住　所	氏　名	給水申込納付金	手　　数　　料			道路復旧費	合　　計（うち消費税等相当額含む）
				設計審査	材料確認	工事検査		
			円	円	円	円	円	円
			うち消費税等相当額 円					

<div align="center">流 山 市 上 下 水 道 局</div>

- -

<div align="center">納 入 済 通 知 書</div>

　　　　年　　月分

出納取扱金融機関日付印	領収日付印

調定番号	住　所	氏　名	給水申込納付金	手　　数　　料			道路復旧費	合　　計（うち消費税等相当額含む）
				設計審査	材料確認	工事検査		
			円	円	円	円	円	円
			うち消費税等相当額 円					

<div align="center">（収納取扱金融機関→出納取扱金融機関→流山市上下水道局）</div>

第10号様式（第25条第2項）

年度　納入通知書

納入通知書兼領収書

住所 _____

氏名 _____ 様

金額　円　（内消費税額　　　円）			
（単位　円）			
科目名称	金額	消費税額	調定番号

摘要	
納入期限	年　　月　　日

上記のとおり納入してください。

※ 金額を訂正したもの、領収印のないものは無効です。

お　客　様　へ

納付場所

※領収書は、5年間保存してください。

左記の金額を領収しました。

（千葉県・流山市）

（納入者用）

領収日付印

流山市上下水道事業

流山市上下水道事業管理者

年度　納入通知書

納入済通知書

住所 _____

氏名 _____ 様

金額　　　円（内消費税額　　　円）			
（単位　円）			
科目名称	金額	消費税額	調定番号

摘要	
納入期限	年　　月　　日

上記の金額を収納したので通知します。

領収日付印

（千葉県・流山市）
取扱金融機関→千葉銀行流山支店→流山市上下水道局

年度　納入通知書

納入済通知書控

住所 _____

氏名 _____ 様

金額　　　円（内消費税額　　　円）		
（単位　円）		
科目名称	金　額	消費税額

摘要	
納入期限	年　　月　　日

上記の金額を領収しました。

領収日付印

（千葉県・流山市）
（取扱金融機関保管）

第 11 号様式（第 27 条）

（その1）

<table>
<tr><td colspan="4">水道使用水量等のお知らせ</td><td colspan="2" align="center">このお知らせにより料金をいただくことはありません。</td><td colspan="3">上下水道料金等口座振替済のお知らせ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">お客様番号</td><td colspan="3">使用期間</td><td colspan="5">下記の上下水道料金等は、指定の口座から振り替えられました。</td></tr>
<tr><td>検針順路</td><td>メーター番号</td><td>口径</td><td colspan="2">検　針　年　月</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">使用者名</td><td colspan="2">振　替　年　月　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">使用場所</td><td colspan="2">上水道使用水量
上水道料金
（内消費税相当額）</td><td colspan="3">㎥
円
（　　　　円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">請求予定金額　　円</td><td colspan="2">（内消費税相当額）
（　　　円）</td><td colspan="2">開閉栓手数料</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">上水道料金　　　円</td><td colspan="2">（　　　円）</td><td colspan="2" rowspan="2">下水道使用水量
下水道使用料
（内消費税相当額）</td><td colspan="3" rowspan="2">㎥
円
（　　　円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">下水道使用料　　円</td><td colspan="2">（　　　円）</td></tr>
<tr><td>今回指針　　㎥</td><td>前回水量　　㎥</td><td colspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">振　替　金　額</td><td colspan="3" rowspan="2">円</td></tr>
<tr><td>前回指針　　㎥</td><td>前年同月水量　㎥</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>日メータ使用水量㎥</td><td>下水道認定使用水量㎥</td><td colspan="2"></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>上水道使用水量㎥</td><td>下水道使用水量㎥</td><td colspan="2"></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="4">検針通信欄</td><td colspan="5" rowspan="3">通信欄</td></tr>
<tr><td colspan="4">■お問い合わせ先　　　　　検針員</td></tr>
<tr><td colspan="4">流山市上下水道局お客様センター
〒　流山市おおたかの森西一丁目19番　受託会社
様
TEL</td></tr>
</table>

（その２）

このお知らせにより料金をいただくことはありません。

水道使用水量等のお知らせ

上下水道料金等口座振替済のお知らせ

下記の上下水道料金等は、指定の口座から振り替えられました。

お客様番号	使用期間		
	検針順路	メーター番号	口径
使用者名			
使用場所			

請求予定金額	円	（ 内消費税相当額 ）
		（　　　　円）
上水道料金	円	（　　　　円）
下水道使用料	円	（　　　　円）

今回指針	㎥	前回水量	㎥
前回指針	㎥	前年同月水量	㎥
旧メーター使用水量	㎥	下水道認定使用水量	㎥
上水道使用水量	㎥	下水道使用水量	㎥

検針通信欄

■お問い合わせ先　　　　　　　検針員
流山市上下水道局お客様センター
〒　　流山市おおたかの森西一丁目19番　受託会社
　　番
ＴＥＬ

検　針　年　月		
振　替　年　月　日		
上水道使用水量 上水道料金 （内消費税相当額）	㎥ 円 （　　円）	㎥ 円 （　　円）
開閉栓手数料	円	円
下水道使用水量 下水道使用料 （内消費税相当額）	㎥ 円 （　　円）	㎥ 円 （　　円）
振　替　金　額	円	円

通信欄

（その３）

このお知らせにより料金をいただくことはありません。

水道使用水量等のお知らせ

上下水道料金等口座振替済のお知らせ

【再振分】

下記の上下水道料金等は，指定の口座から振り替えられました。

お客様番号	使用期間		
	検針順路	メーター番号	口径
使用者名			
使用場所			

請求予定金額	円	（ 内消費税相当額 ）
		（ 円）
上水道料金	円	（ 円）
下水道使用料	円	（ 円）

今回指針	㎥	前回水量	㎥
前回指針	㎥	前年同月水量	㎥
旧メーター使用水量	㎥	下水道認定使用水量	㎥
上水道使用水量	㎥	下水道使用水量	㎥

検針通信欄

■お問い合わせ先　　　　　　検針員
流山市上下水道局お客様センター
〒　　流山市おおたかの森西一丁目19番　受託会社
　　番
TEL

検針年月	
振替年月日	
上水道使用水量 上水道料金 （内消費税相当額）	㎥ 円 （ 円）
開閉栓手数料	円
下水道使用水量 下水道使用料 （内消費税相当額）	㎥ 円 （ 円）
振替金額	円

通信欄

（その4）

水道使用水量等のお知らせ

このお知らせにより料金をいただくことはありません。

水道料金のお支払は便利な口座振替で

| お客様番号 | 使用期間 | | |
| | 検針順路 | メーター番号 | 口径 |

使用者名

使用場所

| 請求予定金額 | 円 | （内消費税相当額） |
| | | （ 円） |

| 上水道料金 | 円 | （ 円） |
| 下水道使用料 | 円 | （ 円） |

今回指針	㎥	前回水量	㎥
前回指針	㎥	前年同月水量	㎥
旧メーター使用水量	㎥	下水道認定使用水量	㎥
上水道使用水量	㎥	下水道使用水量	㎥

検針通信欄

■お問い合わせ先　　　　　　　検針員
流山市上下水道局お客様センター
〒　　流山市おおたかの森西一丁目19番　受託会社
　　　番
ＴＥＬ

◎申し込み方法
　水道使用水量等のお知らせと預金通帳と通帳届出印を持参の上、下記金融機関でお申し込みください。

◎振替日
　検針月の翌月の8日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）になります。
　残高不足で振替できなかった場合は、その翌月の8日に再振替します。

口座振替取扱金融機関（各本支店）
【銀行等】

通信欄

第 12 号様式（第 29 条）

<div align="center">給水装置の管理義務違反に関する指示書</div>

<div align="right">流山市上下水道局達第　　号
年　　月　　日</div>

様

<div align="right">流山市上下水道事業管理者
印</div>

流山市水道事業給水条例第34条の規定に基づき、次のとおり指示します。

給 水 装 置 の 場 所	流山市
措 置 指 示 事 項	

第13号様式（第30条）

<div align="center">給　水　停　止　通　知　書</div>

<div align="right">流山市上下水道局達第　　号
年　　月　　日</div>

様

<div align="center">流山市上下水道事業管理者</div>

<div align="right">印</div>

　流山市水道事業給水条例第36条第１項第　　号の規定により、下記の理由が解消するまで給水を停止します。

<div align="center">記</div>

給水装置の設置場所	流山市
お 客 様 番 号	
給 水 装 置 の 種 類	専用給水装置　　　　共用給水装置　　　　私設消火栓
停 止 の 理 由	

第14号様式（第30条）

給水停止通知書

整理番号
年　月　日

岡山市上下水道事業管理者印

水栓所在地

様

お客様の上下水道料金等については昨秋、給水停止予告
書をもって納付方お願いして参りましたが、いまだに納入
されておりません。誠に不本意ながら、本日給水条例第◯◯
条に基づき給水の停止を執行しました。

なお、料金等お支払い後でないと、給水の給付を受けることができ
ませんのでご了承ください。
□再度御利用になるときは、営業時間内に、下記金額を直
接上下水道局お客様センターにお持ちください。
□金融機関での入金は、納期限外につき取扱しておりま
せん。

| お客様番号 | | 口径 | |
| 連 絡 番 号 | | メーター番号 | |

対象年月	入退	上水道料金	下水道使用料	合計金額
合　計				

※この金額には、消費税相当額が含まれています。

お客様
番　号

岡山市上下水道局お客様センター
（受託会社　　）
〒
岡山市おおたかの森町一丁目19番地
電話

営業時間　月～土曜日　午前8時30分～午後5時30分
ただし、日曜、祝日及び5は12月30日～1月3日を除く。

整理番号

給水停止通知書（控）

住所
氏名
ＴＥＬ

お客様番号		連絡番号	
テ丁番号		口径	
位置番号			
給水停止執行	年　月　日　AM・PM		
停止処理状況	乙止・内止・その他		
停止箇所	al	口	
執行者			
給水停止解除	年　月　日　AM・PM		
備考			

対象年月	入退	上水道料金	下水道使用料	合計金額
合　計				

別記

第１号様式（第２条・第３条・第４条）

第２号様式（第６条）

第３号様式（第９条）

第４号様式（第１８条）

第５号様式その１（第２０条・第２２条第１号）

第５号様式その２（第２２条第２号）

第６号様式（第２２条第３号）

第７号様式（第２３条）

第８号様式（第２５条第１項）

第９号様式（第２５条第２項）

第１０号様式（第２５条第２項）

第１１号様式（第２７条）

第１２号様式（第２９条）

第１３号様式（第３０条）

第１４号様式（第３０条）